



長野県報

8月3日(月)
令和2年
(2020年)
第127号

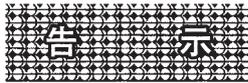
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録(介護支援課).....	2
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	2
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	3

公告

警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課).....	3
特定調達契約に係る落札者の決定(3件)(情報管理課).....	4



長野県告示第373号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和2年8月3日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
慶友整形外科	飯田市上郷別府3367-8	令和5年8月31日

医療政策課

長野県告示第374号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和2年8月3日

長野県知事 阿部守一

(登録特定行為事業者 定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会	24時間ケアサポートふじみ	長野県諏訪郡富士見町立沢815番地65	令和2年7月16日

(登録特定行為事業者 訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
合同会社アップル	アップル訪問介護事業所	長野県千曲市屋代1723	令和2年7月16日

介護支援課

長野県告示第375号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和2年8月3日

長野県知事 阿部守一

（登録喀痰吸引等事業者 介護老人保健施設）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	老人保健施設きりとう	長野県上伊那郡辰野町大字小野1290番地5	令和2年8月1日

（登録喀痰吸引等事業者 短期入所療養介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	老人保健施設きりとう	長野県上伊那郡辰野町大字小野1290番地5	令和2年8月1日

（登録喀痰吸引等事業者 介護予防短期入所療養介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	老人保健施設きりとう	長野県上伊那郡辰野町大字小野1290番地5	令和2年8月1日

（登録喀痰吸引等事業者 介護老人福祉施設）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人綿半野原積善会	特別養護老人ホームかざこしの里	長野県飯田市三日市場2100番地	令和2年8月1日

（登録喀痰吸引等事業者 短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人綿半野原積善会	特別養護老人ホームかざこしの里	長野県飯田市三日市場2100番地	令和2年8月1日

介護支援課

長野県告示第376号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年8月3日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町新開3906の7、3906の16、3906の17、3906の27
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第377号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年8月3日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
佐久市田口字宮東2372から2374まで、2377、2384、2385の1、2385の2、2386
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮東2385の1・2385の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第378号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年8月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿智村浪合985の66、985の67、988の251、988の252
2 指定の目的
土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
浪合985の66・985の67・988の251(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第379号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年8月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
東御市島川原字小宮山593の7、御牧原字小宮山5156の1
2 指定の目的
土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第380号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

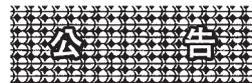
令和2年8月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
長野市若穂保科字小成合沖6259の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
水源の涵養
3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

令和2年8月3日

長野県公安委員会

- 1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

Table with 4 columns: 種別, 実施期日, 時間, 場所. Content: 交通誘導警備業務(1級), 令和2年11月14日(土), 午前8時30分から午後5時まで, 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

- 2 検定の方法
学科試験及び実技試験